

平成30年2月22日(木)
津島市教育委員会学校教育課(水野、栗山)
電話番号 0567-55-9417

＜議案名＞議案15号 津島市いじめ問題対策委員会及び津島市いじめ問題調査委員会条例の制定について

1 制定内容

この条例は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する調査審議及び重大事態に係る事実関係の調査を行うための「津島市いじめ問題対策委員会」、及び法第30条第2項の規定に基づき、重大事態に係る調査の結果について必要な調査を行うための「津島市いじめ問題調査委員会」の設置について、必要な事項を定めるものです。

2 制定理由

これまでも、市では「津島市いじめ防止基本方針」を策定し、また、学校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定するなど、いじめの未然防止に重点的に取り組んできました。

本条例は、これまでの取り組みをより実効性のあるものにするため制定するものです。

3 参考事項

施行期日 平成30年4月1日